

令和8年度 横浜市交通局  
自主管理作業責任者（甲種）資格認定講習の受講者募集のお知らせ

平素より、横浜市交通局の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の自主管理作業責任者（甲種）資格認定講習について、下記のとおり受講者を募集しますので、ご案内いたします。

なお、今回の講習では、新規受講者及び令和5年10月に当該資格を取得された方の更新を行います。

1 自主管理作業責任者（甲種）について

当局が発注する「列車等の運転に直接関わる線路の保守工事等」の施工にあたっては、自主管理作業責任者（甲種）の配置を義務付けております。本資格の取得には、当局が実施する自主管理作業責任者（甲種）資格認定講習（以下「講習」という）を受講する必要があります。

2 講習日

令和8年10月23日（金）

※講習内容の詳細は、9月中旬までに通知します。

3 募集期限

令和8年7月3日（金）17時必着

4 対象業務

当局が発注する「列車等の運転に直接関わる線路の保守工事等」

5 資格の有効期間及び更新

認定日から起算して3年間とします。有効期間内に更新講習を受講してください。有効期間が超過した場合は、新規取得となります。

なお、医学適性診断書の有効期間は1年間です。

6 資格認定の申請資格

申請年度の4月1日時点で、3年以上の軌道工事实務経験（うち1年以上は営業線内軌道工事を含む）を有し、申請会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員で、次のいずれかに該当する者としてします。

ア 令和8年3月31日までの過去10年間に、1年度の実務経験日数60日以上営業線内軌道工事を連続3年以上経験し、かつ通算300日以上経験した者

イ 令和8年3月31日までの過去10年間に、営業線内軌道工事を通算実務経験日数400日以上経験した者

7 認定

講習を良好に受講したうえで、クレペリン検査及び効果測定において当局の定める基準を満たした方を自主管理作業責任者（甲種）として資格認定します。

## 8 提出書類

別紙【提出書類】をご参照いただき、郵送により提出してください。

なお、提出していただく書類については、横浜市交通局ホームページから様式をダウンロードしてお使いください。

※1 郵送の場合、必ず「簡易書留」扱いにしてください。普通郵便等で郵送した場合の事故などについては、一切責任を負いません。

※2 自主管理作業責任者資格認定にあたり提出される個人情報の一切は、当局にて適正に管理し請負工事等自主管理作業の施行に伴う事務以外には使用しません。「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従って適切に取り扱います。

横浜市交通局 工務部 施設課 軌道係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 19階

TEL : 045-671-3181

【提出書類】

- 1 自主管理作業責任者（甲種）資格認定申請書（新規・更新）【様式－1甲】  
※受講を申し込まない場合は、提出不要になりました。
- 2 営業線内の工事経歴書【様式－2甲】  
営業線で行ったレール・締結装置・まくらぎ・道床を保守改良する工事・委託業務の件名、従事期間を記入して下さい。
- 3 医学適性診断書【様式－3甲】  
医学適性診断書は様式－3甲、または、様式－3甲に準ずる検査が行われた健康診断書の写しを提出して下さい。
- 4 恒常的な雇用関係証明書  
下記書類いずれかの写しを提出して下さい。
  - ・ 監理技術者資格者証
  - ・ 住民税特別徴収税額通知書
  - ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
  - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用又は事業主通知用）
  - ・ 所属会社の雇用証明書
- 5 認定証明用写真  
資格認定証貼付用に写真データ（JPEG方式20KB～1MB程度）をDVD又はCDで提出して下さい。（USB不可）
- 6 自主管理作業責任者（甲種）資格認定証の写し（更新者のみ）  
  
上記の書類を令和8年7月3日（金）17時（必着）までに提出先担当者あてに郵送により提出して下さい。

※書類提出の注意点

- 1 提出書類の様式は、横浜市交通局ホームページからダウンロードしていただき最新のものをお使いください。
- 2 更新の方の認定に関しても、資格認定の受講資格は、新規の方と同様の基準となります。
- 3 提出していただく書類の個人情報の記載については、当局の様式に指定された項目だけ記入したものとし、指定以外の記載については裏写りが無いようスミ消しの上、提出してください。  
（例）身体特性、性質・性格など
- 4 更新を希望される方で、自主管理作業責任者（甲種）資格認定証の紛失等により、写しの提出が出来ない方については、更新での受講は出来ません。新規での受講となります。
- 5 4の理由により、新規で受講された場合にあっても、合否判定において当該受講者に対し不利益な取り扱い等を行うことはありません。